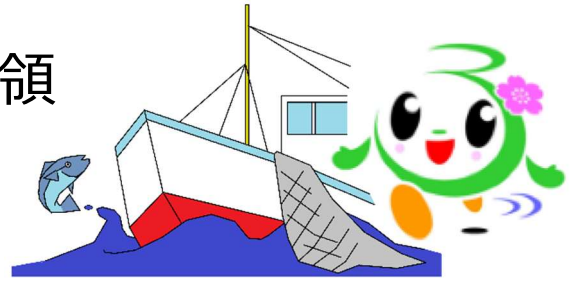


富津市漁業者等物価高騰支援

給付金申請要領



1. 給付金の概要

趣旨

長期化する原油・原材料等の物価高騰により、事業の運営に支障が生じている漁業者等に対して、事業の継続を支援するため、漁業者等物価高騰支援給付金を交付する。

支給額

漁船等(※1)の規模に応じて以下のとおりとする。(同一漁船等に対して1回限り)

漁船等の規模	1隻当たりの支給額
3 t 未満	10,000 円
3 t 以上 5 t 未満	30,000 円
5 t 以上 10 t 未満	60,000 円
10 t 以上	80,000 円

※1 漁船等

- ・漁船法第10条に規定する千葉県知事が備える漁船原簿への登録を受けている漁船
- ・遊漁船業の適正化に関する法律第3条の登録を受け、業務規程に明記した船舶

対象となる方

下記の要件を満たす方。

2. 対象要件

以下の2つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、漁船等を所有する漁業者、遊漁船業者、漁業協同組合であること。
- (2) 令和8年10月1日時点で、漁船又は遊漁船業者の登録があり、かつ、引き続き操業を継続する意思を有すること。

3. 申請手続き

申請書の提出

(1) 申請期限

令和9年1月29日（当日消印有効）

(2) 申請方法

郵送又は直接提出してください。

原則として、漁業協同組合に所属している方は、漁業協同組合を通して提出をお願いいたします。

【提出先】

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地 富津市役所 農林水産課（4階） まで

(3) 申請書類について

富津市から申請書等を郵送します。

支給の決定等

申請書の内容を審査の上、適正と認められたときは給付金を支給します。

給付金の振込みをもって決定の通知に代えるものとし、決定通知書は交付しません。

留意事項

本給付金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は本給付金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還しなければなりません。

問い合わせ先

農林水産課 水産係（市役所4階42番窓口）

電話 0439-80-1289

開庁時間 平日9時00分～16時30分

電話受付 平日8時30分～17時15分

4. 必要書類

以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	富津市漁業者等物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書	☐
②	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等） ※漢字氏名の記載がある表紙及び振込先口座の記載があるページの写し	☐
③	【漁船の場合】 漁船登録票の写し 【遊漁船の場合】 ①遊漁船業者登録簿登録通知書の写し ②船舶検査証書の写し ③業務規程の遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等を記載したページの写し	☐